



埼玉県報

号外第26号
令和5年(2023年)
4月4日
火曜日

目次

告示

- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の日時及び場所（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限（南第1区 草加市）（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限（南第3区 さいたま市西区）（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限（南第4区 さいたま市北区）（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限（南第5区 さいたま市大宮区）（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限（南第6区 さいたま市見沼区）（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限（南第7区 さいたま市中央区）（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限（南第8区 さいたま市桜区）（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限（南第9区 さいたま市浦和区）（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限（南第10区 さいたま市南区）（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限（南第11区 さいたま市緑区）（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限（南第12区 さいたま市岩槻区）（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限（南第13区 上尾市・伊奈町）（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限（南第14区 桶川市）（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限（南第15区 北本市）（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限（南第16区 鴻巣市）（選挙

管理委員会)

- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限(南第18区 新座市)(選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限(南第19区 蕨市)(選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限(南第20区 戸田市)(選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限(南第21区 朝霞市)(選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限(南第22区 和光市)(選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限(西第1区 所沢市)(選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限(西第2区 入間市)(選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限(西第3区 飯能市)(選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限(西第4区 狭山市)(選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限(西第5区 ふじみ野市・三芳町)(選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限(西第6区 富士見市)(選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限(西第7区 川越市)(選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限(西第8区 日高市)(選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限(西第9区 毛呂山町・越生町・鳩山町)(選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限(西第10区 坂戸市)(選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限(西第11区 鶴ヶ島市)(選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限(西第12区 東松山市・川島町・吉見町)(選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限(北第1区 秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村)(選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限(北第3区 深谷市・美里

町・寄居町) (選挙管理委員会)

- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (北第4区 熊谷市) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (東第1区 行田市) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (東第2区 羽生市) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (東第3区 加須市) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (東第4区 久喜市) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (東第6区 白岡市・宮代町) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (東第7区 春日部市) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (東第8区 越谷市) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (東第9区 八潮市) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (東第10区 三郷市) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (東第11区 幸手市・杉戸町) (選挙管理委員会)

告 示

埼玉県選管告示第二十六号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

令和五年四月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

選挙区	選挙会の日時	選挙会の場所
南第一区 草加市	令和五年四月九日 午後九時十分	草加市スポーツ健康都市記念体育館
南第二区 川口市	令和五年四月九日 午後八時四十分	川口市立高等学校アリーナ S棟大アリーナ
南第三区 さいたま市西区	令和五年四月九日 午前九時三十分	西区役所二階大会議室
南第四区 さいたま市北区	令和五年四月九日 午前十時	北区役所二階A会議室
南第五区 さいたま市大宮区	令和五年四月九日 午前九時三十分	大宮区役所特別会議室二
南第六区 さいたま市見沼区	令和五年四月九日 午後八時五十分	大宮武道館
南第七区 さいたま市中央区	令和五年四月九日 午後八時五十分	さいたま市与野体育館
南第八区 さいたま市桜区	令和五年四月九日 午後八時五十分	記念総合体育館
南第九区 さいたま市浦和区	令和五年四月九日 午後八時五十分	浦和駒場体育館
南第十区 さいたま市南区	令和五年四月九日 午後八時五十分	さいたま市立浦和南高等学校
南第十一区 さいたま市緑区	令和五年四月九日 午後八時五十分	さいたま市立中尾小学校体育館

西第一区 所沢市	南第二十二区 和光市	南第二十一区 朝霞市	南第二十区 戸田市	南第十九区 蕨市	南第十八区 新座市	南第十七区 志木市	南第十六区 鴻巣市	南第十五区 北本市	南第十四区 桶川市	南第十三区 上尾市・伊奈町	南第十二区 さいたま市岩槻区
令和五年四月九日 午後九時	令和五年四月九日 午後八時五十分	令和五年四月九日 午後九時	令和五年四月九日 午後九時	令和五年四月九日 午後八時五十分	令和五年四月九日 午前十時	令和五年四月九日 午前九時	令和五年四月九日 午後九時	令和五年四月十日 午前九時三十分	令和五年四月九日 午後九時	令和五年四月十日 午前九時三十分	令和五年四月九日 午後八時五十分
所沢市民体育館	和光市中央公民館体育室	朝霞市立総合体育館サブアリーナ	戸田市役所五階大会議室	蕨市民体育館	新座市役所第二庁舎五階監査委員室	志木市役所大会議室三―一	鴻巣市立総合体育館	北本市役所会議室三―B	桶川市立桶川小学校体育館	上尾市役所七階大会議室	岩槻文化公園体育館

西第二区 入間市	令和五年四月九日 午後九時	入間市市民体育館アリーナ
西第三区 飯能市	令和五年四月九日 午前十時	飯能市役所本庁舎別館二階 会議室一
西第四区 狭山市	令和五年四月九日 午後九時	狭山市民総合体育館
西第五区 ふじみ野市・三芳町	令和五年四月十日 午後二時	ふじみ野市役所三階A三〇二 会議室
西第六区 富士見市	令和五年四月九日 午後九時	富士見市立市民総合体育館
西第七区 川越市	令和五年四月九日 午後九時	川越運動公園総合体育館
西第八区 日高市	令和五年四月九日 午前十時	日高市役所三〇一会議室
西第九区 鳩山町 毛呂山町・越生町・	令和五年四月十日 午前九時	毛呂山町役場三階三〇一 会議室
西第十区 坂戸市	令和五年四月九日 午後九時	坂戸市民総合運動公園大 体育室
西第十一区 鶴ヶ島市	令和五年四月九日 午前九時三十分	鶴ヶ島市役所五階会議室
西第十二区 東松山市・川島 町・吉見町	令和五年四月九日 午後一時三十分	東松山市総合会館三階三〇 一会議室
西第十三区 滑川町・嵐山町・ 小川町・ときがわ町	令和五年四月九日 午前十時	小川町役場三階大会議室

東第八区 越谷市	東第七区 春日部市	東第六区 白岡市・宮代町	東第五区 蓮田市	東第四区 久喜市	東第三区 加須市	東第二区 羽生市	東第一区 行田市	北第四区 熊谷市	北第三区 深谷市・美里町・寄居町	北第二区 本庄市・神川町・上里町	北第一区 秩父市・横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村
令和五年四月九日 午後九時	令和五年四月九日 午後九時	令和五年四月十日 午前十時	令和五年四月九日 午後九時	令和五年四月九日 午後九時	令和五年四月九日 午後九時	令和五年四月九日 午後九時	令和五年四月九日 午後九時	令和五年四月九日 午後九時	令和五年四月十日 午前十一時	令和五年四月十日 午前十時	令和五年四月十日 午後一時三十分
越谷市立総合体育館	春日部市総合体育館	白岡市役所四階特別大会議室	蓮田市総合市民体育館	久喜市総合体育館第一体育館	加須市民体育館	羽生市体育館	行田市総合体育館	妻沼運動公園体育館	深谷市役所本庁舎三階大会議室	本庄市役所五〇一会議室	秩父市役所本庁舎三階会議室・庁議室

東第十二区 吉川市・松伏町	東第十一区 幸手市・杉戸町	東第十区 三郷市	東第九区 八潮市
令和五年四月十日 午前十時	令和五年四月九日 午前九時三十分	令和五年四月九日 午後九時	令和五年四月九日 午前九時三十分
吉川市役所三〇一会議室	幸手市役所第二庁舎二階第一会議室	三郷市勤労者体育館	八潮市役所二階第二会議室

告 示

埼玉選南第一区告示第二号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第一区 草加市における選挙
会の参観人数を二百人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙南第一区 草加市選挙長 鈴木 眞 治

告 示

埼玉選南第三区告示第三号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第三区 さいたま市西区における選挙会の参観人数を五人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙南第三区 さいたま市西区選挙長

見 村 吉 一

告 示

埼玉議選南第四区告示第三号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第四区 さいたま市北区における選挙会の参観人数を五人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙南第四区 さいたま市北区選挙長

松 村 文 男

告 示

埼玉議選南第五区告示第三号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第五区 さいたま市大宮区における選挙会の参観人数を五人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙南第五区 さいたま市大宮区選挙長

宮 澤 則 之

告 示

埼玉選南第六区告示第二号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第六区 さいたま市見沼区における選挙会の参観人数を五十人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙南第六区 さいたま市見沼区選挙長

川 上 正 利

告 示

埼玉選南第七区告示第二号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第七区 さいたま市中央区における選挙会の参観人数を二十人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙南第七区 さいたま市中央区選挙長

柳 沼 清 彦

告 示

埼玉議選南第八区告示第二号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第八区 さいたま市桜区における選挙会の参観人数を四十人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙南第八区 さいたま市桜区選挙長

土 橋 貞 夫

告 示

埼玉選南第九区告示第二号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第九区 さいたま市浦和区における選挙会の参観人数を五十人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙南第九区 さいたま市浦和区選挙長

内 山 繁 樹

告 示

埼玉議選南第十区告示第二号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第十区 さいたま市南区における選挙会の参観人数を二十人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙南第十区 さいたま市南区選挙長

永堀 博

告 示

埼玉選南第十一区告示第二号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第十一区 さいたま市緑区における選挙会の参観人数を十三人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙南第十一区 さいたま市緑区選挙長

花 岡 能理雄

告 示

埼玉選南第十二区告示第二号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第十二区 さいたま市岩槻区における選挙会の参観人数を五十人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙南第十二区 さいたま市岩槻区選挙長

横 溝 光 男

告 示

埼玉選南第十三区告示第二号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第十三区 上尾市・伊奈町における選挙会の参観人数を十人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙南第十三区 上尾市・伊奈町選挙長

日 水 正 敏

告 示

埼玉選挙南第十四区告示第二号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第十四区 桶川市における選挙会の参観人数を三十人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙南第十四区 桶川市選挙長 中 村 清

告 示

埼玉選挙南第十五区告示第三号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第十五区 北本市における選挙会の参観人数を四人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙南第十五区 北本市選挙長 新井 保好

告 示

埼玉選挙南第十六区告示第二号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第十六区 鴻巣市における選挙会の参観人数を百六十人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙南第十六区 鴻巣市選挙長 岩 崎 信太郎

告 示

埼玉選挙南第十八区告示第三号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第十八区 新座市における選挙会の参観人数を十人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙南第十八区 新座市選挙長 鈴木 茂

告 示

埼 議 選 南 第 十 九 区 告 示 第 二 号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第十九区 蕨市における選挙
会の参観人数を三十人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙南第十九区 蕨市選挙長 松 本 洋 幸

告 示

埼玉選挙南第二十区告示第二号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第二十区 戸田市における選挙会の参観人数を三十人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙南第二十区 戸田市選挙長 駒崎 恭子

告 示

埼玉選挙南第二十一区告示第二号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第二十一区 朝霞市における選挙会の参観人数を五十人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙南第二十一区 朝霞市選挙長 細 田 昭 司

告 示

埼玉選挙南第二十二区告示第二号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第二十二区 和光市における選挙会の参観人数を三十人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙南第二十二区 和光市選挙長 浪 間 昇

告 示

埼玉選西第一区告示第二号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第一区 所沢市における選挙
会の参観人数を百人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙西第一区 所沢市選挙長 竹内利明

告 示

埼玉選西第二区告示第二号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第二区 入間市における選挙
会の参観人数を五十人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙西第二区 入間市選挙長 瀧澤 啓次

告 示

埼玉選西第三区告示第三号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第三区 飯能市における選挙
会の参観人数を十人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙西第三区 飯能市選挙長 矢 島 高 明

告 示

埼玉選西第四区告示第二号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第四区 狭山市における選挙
会の参観人数を二十人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙西第四区 狭山市選挙長 橋 本 明 子

告 示

埼玉選西第五区告示第二号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第五区 ふじみ野市・三芳町
における選挙会の参観人数を十人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙西第五区 ふじみ野市・三芳町選挙長

山内正明

告 示

埼玉選西第六区告示第二号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第六区 富士見市における選挙会の参観人数を百人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙西第六区 富士見市選挙長 澁谷 弘次

告 示

埼玉選西第七区告示第二号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第七区 川越市における選挙
会の参観人数を二十人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙西第七区 川越市選挙長 堀 越 孝

告 示

埼玉選西第八区告示第三号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第八区 日高市における選挙
会の参観人数を十人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙西第八区 日高市選挙長 岡 田 誠

告 示

埼玉選西第九区告示第二号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第九区 毛呂山町・越生町・鳩山町における選挙会の参観人数を五人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙西第九区 毛呂山町・越生町・鳩山町選挙長

大 澤 公 好

告 示

埼議選西第十区告示第二号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第七区 川越市における選挙
会の参観人数を二十人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙西第七区 川越市選挙長 堀 越 孝

告 示

埼玉選西第十一区告示第三号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第十一区 鶴ヶ島市における選挙会の参観人数を十人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙西第十一区 鶴ヶ島市選挙長 瀧 嶋 朗

告 示

埼議選西第十二区告示第三号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第十二区 東松山市・川島町・吉見町における選挙会の参観人数を十人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙西第十二区 東松山市・川島町・吉見町選挙長

竹 蓋 秀 恭

告 示

埼玉選北第一区告示第三号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙北第一区 秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・小秩父村における選挙会の参観人数を六人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙北第一区 秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町

・小鹿野町・東秩父村選挙長 原 嶋 岸 男

告 示

埼玉選北第三区告示第三号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙北第三区 深谷市・美里町・寄居町における選挙会の参観人数を十人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙北第三区 深谷市・美里町・寄居町選挙長

野 邊 邦 男

告 示

埼玉選北第四区告示第二号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙北第四区 熊谷市における選挙
会の参観人数を百人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙北第四区 熊谷市選挙長 本 多 俊

告 示

埼玉選東第一区告示第二号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙東第一区 行田市における選挙
会の参観人数を百人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙東第一区 行田市選挙長 江 森 保

告 示

埼玉選東第二区告示第二号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙東第二区 羽生市における選挙
会の参観人数を二百人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙東第二区 羽生市選挙長 小林 良 一

告 示

埼玉選東第三区告示第二号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙東第三区 加須市における選挙
会の参観人数を五十人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙東第三区 加須市選挙長 櫻 井 喜代次

告 示

埼玉選東第四区告示第二号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙東第四区 久喜市における選挙
会の参観人数を二百人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙東第四区 久喜市選挙長 飯 島 光

告 示

埼玉議選東第六区告示第二号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙東第六区 白岡市・宮代町における選挙会の参観人数を十五人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙東第六区 白岡市・宮代町選挙長

田 中 幸 雄

告 示

埼玉選挙区第七区告示第二号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙東第七区 春日部市における選挙会の参観人数を三百人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙東第七区 春日部市選挙長 濱野 高広

告 示

埼玉選東第八区告示第二号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙東第八区 越谷市における選挙
会の参観人数を三百人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙東第八区 越谷市選挙長 栗原 雅太郎

告 示

埼玉選東第九区告示第三号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙東第九区 八潮市における選挙
会の参観人数を二十人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙東第九区 八潮市選挙長 昼間悦子

告 示

埼玉選東第十区告示第二号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙東第十区 三郷市における選挙
会の参観人数を五十人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙東第十区 三郷市選挙長 石 出 順 一

告 示

埼玉選東第十一区告示第三号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙東第十一区 幸手市・杉戸町における選挙会の参観人数を十人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙東第十一区 幸手市・杉戸町選挙長

神 谷 茂